

医療保険制度における 出産の取扱いの歴史的変遷

令和6年11月13日 第5回

妊娠・出産・産後における妊産婦等の支援策等に関する検討会

東京大学大学院
小暮かおり

年	西暦	健康保険法	国民健康保険法
昭和2年	1927	健康保険法施行、被保険者へ分娩費20円	
昭和7年	1932	助産現物給付（助産の手当）＋分娩費10円へ （各県知事が当該地域産婆会と契約）	
昭和13年	1938		国民健康保険法施行、産婆による 助産の現物給付または分娩費の支給
昭和18年	1943	保険産婆による助産の現物給付制度が順次廃止 被保険者へ分娩費30円 配偶者分娩費（10円）制定	
昭和21年	1946	標準報酬月額半額の半額ただし最低保障100円（配偶者分娩費50円）	
昭和22年	1947	最低保障300円（配偶者分娩費150円）	
昭和23年	1948	最低保障600円（配偶者分娩費300円） 最低保障1000円（配偶者分娩費500円）	
昭和24年	1949	標準報酬月額半額（配偶者分娩費1000円）	
昭和34年	1959		助産費1000円へ
昭和36年	1961	最低保障額6千円（配偶者分娩費3千円）	
昭和37年	1962		助産費2000円へ
昭和44年	1969	最低保障額2万円（配偶者分娩費1万円）	
昭和46年	1971		助産費1万円へ
昭和48年	1973	最低保障額かつ配偶者分娩費を6万円へ	
昭和49年	1974		助産費2万円へ
昭和51年	1976	最低保障額かつ配偶者分娩費を10万円へ	助産費4万円へ
昭和54年	1979		助産費6万円へ
昭和55年	1980		助産費8万円へ
昭和56年	1981	最低保障額かつ配偶者分娩費を15万円へ	
昭和57年	1982		助産費10万円へ
昭和60年	1985	最低保障額かつ配偶者分娩費を20万円へ	
昭和61年	1986		助産費13万円へ
平成4年	1992	最低保障額かつ配偶者分娩費を24万円へ	
平成5年	1993		助産費24万円へ
平成6年	1994	出産育児一時金創設30万円 分娩費及び育児手当金、同配偶者分娩費、助産費は廃止	

出産を健康保険の給付対象と定める根拠法

健康保険法、国民健康保険法では、制定当初より、疾病や傷病と並んで「出産」に関する保険給付を行うことを定めている

健康保険法

1927年施行、工場法または鉱山法適用労働者が対象

対象者は全国約194万人（1926年度末時点）、そのうち女性労働者は約92万人（全女性人口の約3%）含まれており、施行時より出産給付が行われていた（社会局保険部1937a）

第一条 ...疾病、負傷もしくは死亡または出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする

国民健康保険法

1938年施行、各組合が給付率や給付方法を設定する権限を持った。疾病・負傷・出産・死亡ともに現物給付が原則
ただし、財政面から難しい場合のみ分娩費の支給という現金給付、さらに困難な場合は出産給付を行わないことも可能

1944年度には全10,309組合中、73%にあたる7,557組合が助産の給付を行っていた（菅谷1977）

なお、現物給付の方法は「直営産婆」「村内産婆」「県の産婆会」などとの契約によって為された（川村1939）

第二条...疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付を行うものとする

出産が健康保険の給付対象に含まれた理由

「妊娠の有無と時期の予見不可能性」があると考えられていたこと、
また「母体の健康保護」「経済的救済」が必要であると考えられていたため

◆ 妊娠の有無&時期の予見不可能性

保険事故の対象となる基準として重要なのは、「予見不可能性」であり、分娩は初めから「保険事故」に含まれた
「列挙事故は孰れも偶然の事故であって、其の発生に関しては予見し得ざることの要素を有している。
疾病及負傷に付ては発生の有無及其の時期に関し、分娩に付ては妊娠することの有無及其の時期に関し、
死亡に付ては其の発生の時期に関し予見し得べからざる」（清水 1930）

◆ 母体の健康保護 かつ 経済的救済

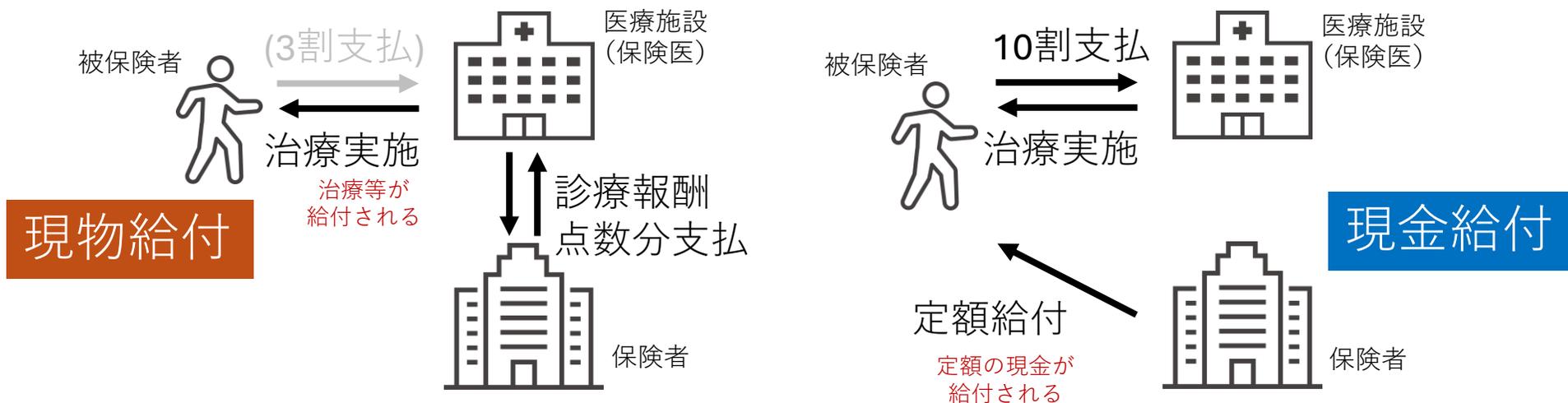
（片倉姫路工場健康保険組合理事長あて 社会局保険部長回答）

「昭和二年二月十日付健保第三九号を以て伺出相成候標記の件右は**健康保険に於ては分娩に関する給付を為すの目的は主として母体を保護するに在る**を以て父の不明なる私生児の分娩の場合と雖も給付を為さざる可からざる義に有之**即ち健康保険は労働者の健康を主とする制度なる**ことに御留意相成度」（昭和2年3月17日 保理第792号）

「思ふに保険事故としての存在理由は救済を要すべき事情の存することを以てせざる可らず。而して妊娠四箇月以上にして分娩する場合は相当正常分娩に近き状態に在るものと認めらるるを以て四箇月以上即ち八十五日以後に於て分娩したる場合を健康保険の保険事故とするを適當とする。以上の意義に於ける分娩は**正規分娩なると異常分娩なるとを問はず。随って人工に依り分娩せしめたる場合を包含す。又生産なると死産なるとを問わず、所謂流産の場合、早産の場合をも包含す。又一児を分娩したる場合と二児以上を分娩したる場合とを問わず。而して保険給付を為す分娩は其の妊娠原因が正当の婚姻関係に基くと否とを論ぜず。是健康保険は母体保護或いは経済的救済を目的とする施設であって、道徳的準繩を為すものに非ざるを以てである。**」（清水1930）

「分娩に當りまして、日本に於ても分娩介助といったやうなことが、東京市其の他の都会地に於ては相当行はれて居るのであります。が地方に参りますと未だ未だ遺憾の点が多いのでありまして、**産褥熱其の他の病気を惹起して著しく其の人の健康を害し延いては長く病床に親しんで生活の困難を來たすといふ様な色々な影響がありますために、分娩費といふものを支給いたして、医師若しくは産婆に付て産前産後の総べてのことを、分娩介助は勿論のこと受けること**にいたして居りました。」（伊藤1932）

健康保険における給付対象の種類と給付方法の変遷



保険事故の種類	1927年～ (昭和2年)	1932～1942年 (昭和7年～昭和17年)	1943年～現在 (昭和18年～現在)
疾病	保険医による現物給付 (療養の給付)	保険医による現物給付 (療養の給付)	保険医による現物給付 (療養の給付)
負傷			
出産	現金給付中心 (20円) 現物給付も可能 (産院収容・助産の手当)	保険産婆による現物給付 (助産の手当) + 現金給付 (10円) が原則	現金給付
死亡	現金給付	現金給付	現金給付

健康保険法における出産に対する保険給付の歴史的変遷

○昭和2（1927）年1月1日 健康保険法施行

- ・ 法律上の位置付け 現金給付（分娩費20円） または
現物給付（産院収容・助産の手当） + 現金給付（分娩費10円）

○健康保険法 制定当初条文（大正11年4月22日公布、昭和2年1月1日施行）

第五十条 被保険者分娩シタルトキハ分娩費トシテ二十円ヲ、出産手当金トシテ分娩ノ前後勅令ヲ以テ定ムル期間一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十二相当スル金額ヲ支給ス

第五十一条 保険者ハ被保険者ヲ産院ニ収容シ又ハ助産ノ手当ヲ為スコトヲ得

産院ニ収容シ又ハ助産ノ手当ヲ為シタル被保険者ニ対シテ支給スヘキ分娩費及出産手当金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得

○健康保険法施行令 制定当初条文

第八十一条 産院ニ収容シ又ハ助産ノ手当ヲ為シタル被保険者ニ対シテ支給スヘキ分娩費用ノ額八十円トス

- ・ 実際は現金給付（20円）が中心

○昭和7（1932）年～

- ・ 健康保険法に基づく現物給付（助産の手当） + 現金給付（分娩費10円）が中心となる
（各道府県知事が地域産婆会と契約）

○昭和18（1943）年 4月1日 改正健康保険法施行

- ・ 助産の手当が廃止
- ・ 分娩費が増額（20円→30円）、配偶者分娩費（10円）の創設

○健康保険法 昭和17年改正後条文（昭和17年2月21日公布、昭和18年4月1日施行） ※改正箇所は赤字部分

第五十条 被保険者分娩シタルトキハ分娩費トシテ勅令ヲ以テ定ムル額三十円ヲ、出産手当金トシテ分娩ノ前後勅令ヲ以テ定ムル期間一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十二相当スル金額ヲ支給ス

第五十一条 保険者ハ被保険者ヲ産院ニ収容スルシ又ハ助産ノ手当ヲ為スコトヲ得

産院又ハ病院若ハ診療所ニ収容シ又ハ助産ノ手当ヲ為シタル被保険者ニ対シテ支給スベキ分娩費及出産手当金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得

○健康保険法施行令 昭和17年改正後条文（昭和17年12月10日公布、昭和18年4月1日施行）

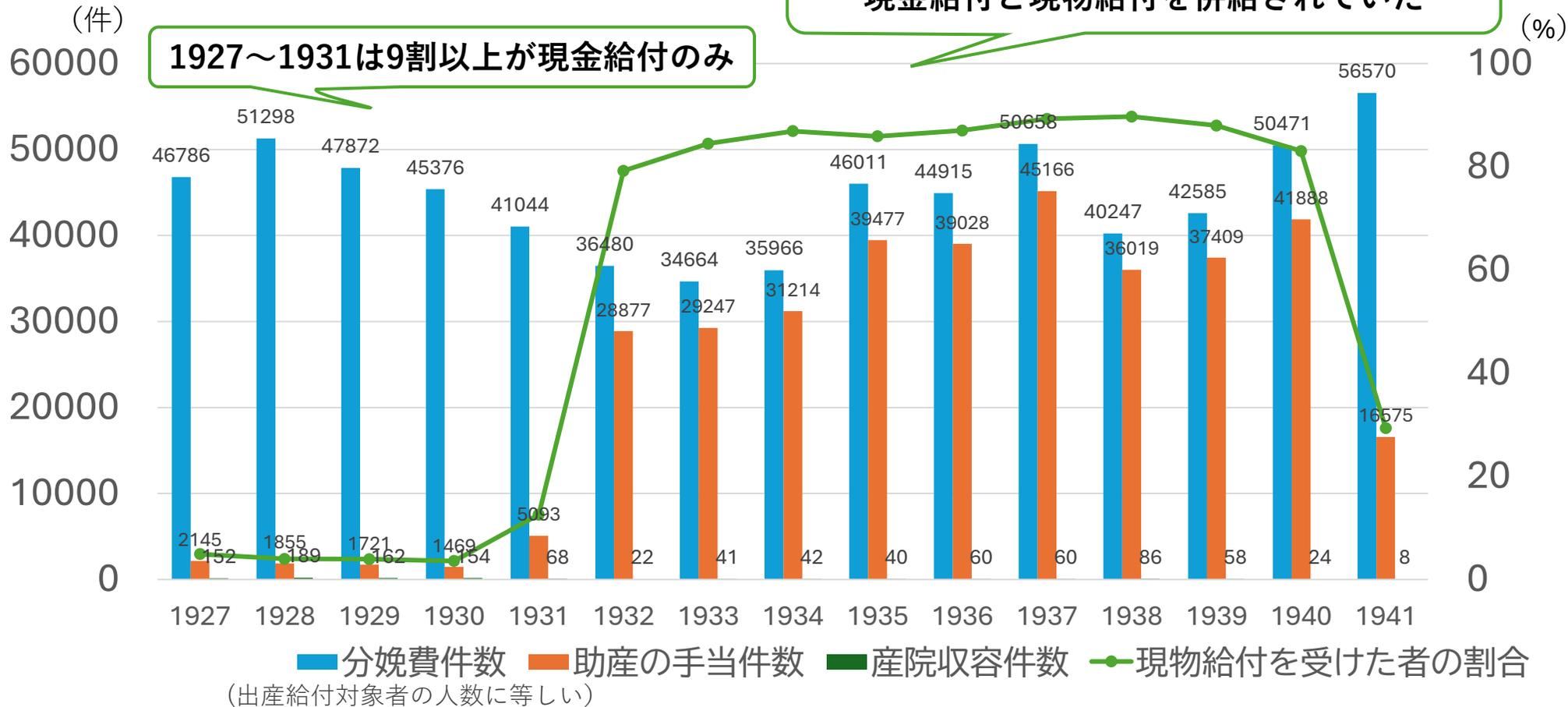
第八十一条 健康保険法第五十条ノ規定ニ依ル分娩費ノ額ハ三十円トス

第八十七条ノ七 配偶者分娩費ノ額八十円トス

1927～1941

戦前の出産給付件数の推移と内訳（健康保険法 被保険者のみ）

■ 出産給付の種類別件数の推移



社会局保険部、1927、1934-37；保険局社会保険局1938、1942；厚生省保険局1944より著者作成

※健康保険法第51条に規定された産院収容も1927年～1941年を通して存在したが、各年8件～189件程度と給付件数は限られていた
 なお、第51条の産院収容は1994年に削除されるまで健康保険法で規定されていた

保険法施行当時（1927年～1931年）

出産給付を現金給付とした背景

保険者との契約方法上の理由、分娩のための施設・設備や分娩介助を行う医療専門家が拡大途上であり、全国での現物給付による給付が困難だったため

昭和2年（1927年）時点で、疾病・負傷に対する「療養の給付」は医師会と保険者の契約によって給付された（10割給付であり、被保険者の自己負担はなかった）

◆ 産婆会と保険者の契約が困難だった（保険者と医療供給者の契約方法上の理由）

団体自由選択主義がとられた。（療養の給付は、保険者と医師会の契約により現物給付が為された）
法律制定当時、産婆会は全国組織をもたなかった（健康保険法施行1927年1月、大日本産婆会は1927年7月設立）

「相手のない契約は中々六ヶ敷い（「難しい」の当時の表記：著者注）のであります。わが国では産婆会が医師会のように発達して居りません。東京市や大阪市には産婆会といふ大きな団体が出来て居りますが、全国的に見れば如何でせう。御存知の通りであります。故に大阪や東京丈けに特に組立を換へることは出来ません。医師会の如き統制ある機関の無い実際の現状が分娩の給付は助産の給付といふ処まで進んで居ないから只今の国情に合わせて考ふれば常人に金をやって一切の切り盛りをやらせるより他に適当な手段はないと考へられます」（古瀬1927）

◆ 分娩のための施設・設備や分娩介助を行う医療専門家（主に産婆）が拡大途上であった

「産院の施設が普及してゐないのと、産婆の組織が医師、歯科医師等に於けるが如く十分でないため、之を活用して現物給付を行ふ事が出来ないのである。若し産婆間の組合が発達して、医師、歯科医師、薬剤師に於けるが如くなり、保険者との間に包括的契約が出来る様になれば、助産介補を現実に給付する事が出来よう」（東京市政調査会1928）

◆ 出産は詐病の危険がない

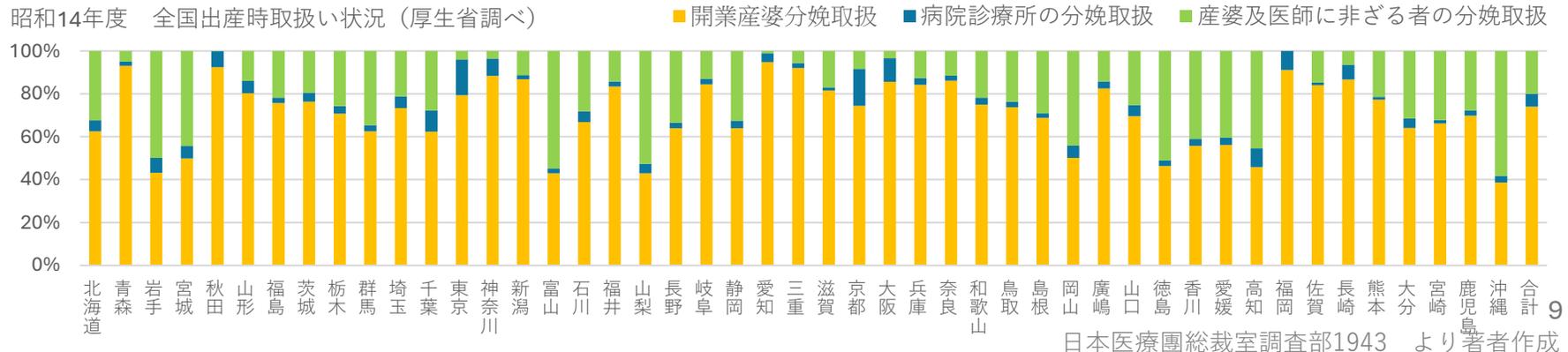
「詐病を構へる弊害の無いこと」（森 1923）

1932年～1942年

出産給付を現物給付とした背景

産婆会組織の結成、分娩費の目的外使用に対する懸念、分娩介助を受ける費用や状況の地域差、社会情勢上の理由から現物給付が望ましいとされた

- 「此のお金は産婦が自由になります。此が誠に都合の悪い点であります。これを吾々はどうしても医師と同じ方法にして頂きたいのが眼目です」 (軽部1927)
- 「「産婆会も医師会と同じく分娩に関する給付を一手で引受け、会員の全てが健康保険産婆となり、被保険者は自由に産婆を選定して自分の好む人にかかる様に致し度い。何故助産の仕組は医者診療の仕組みと違った建前に致したか」と云ふのであります。之は一応御尤もなことであります (中略) 現在の法律は将来に亘って不変のものではありません。分娩に関する社会的施設が十分に出来又産婆諸姉の分布が全国に普及し且つ、産婆会が統制ある機関となるのは将来期して待つべきことでありますから、さういふ時代に這入れば分娩給付の仕組みも亦自づから改めらるる事と信じます。今は已むは得ない現在の事情に支配されてあるといふことを御察下さい」 (古瀬1927)
- 「所が其の後被保険者が政府が此の法律を作つて支給した分娩費を以て果して助産の手当を受けて居るかどうかといふことの調査をいたしたのであります。むろん多数の人々は法律が期待したやうに、妊娠四ヶ月、或いは五ヶ月から産婆若くは医師に付て相当の手当を受け、分娩に当たりましては勿論分娩介助をやつて貰つて居るのでありますが、甚だしいのになりますと、此の分娩費二十圓をたゞ貰つて無駄使ひをしてしまふ。極く質の悪いのになると、御亭主が酒代にしてしまつて一向分娩介助等を受けない。其のために甚だ無理なことをして後で病気を惹起し、今度は健康保険が病気として此の人を長い間御医者さんにかからしたり、手当金を出さなければならぬ。斯ういふ事情のあることを発見いたしましたのであります」 (伊藤1932)
- 「或る地方に於ては分娩の際に於ける生活費は一出産手当金を支給する上に二十圓は相当に多額である、五圓にしてもいいといふ説もある。中には餘り減すことは出来ない或は此の程度でなければならぬ。いろいろの説があります (後略)」 (伊藤1932)
- 地域によって、分娩取扱いの状況が異なり、医療者(産婆・産科医)の分娩介助を受けない人の割合が50%を超える地域もあった



1932年～1942年

助産の手当の具体的な運用

出産の給付は、疾病・負傷とは別建てとされており、「療養の給付」には含まれない。
出産を現物給付していた当時には「助産の手当」という名称で給付が行われていた。
なお、現物給付は現金給付との併用という給付方法だった。

傷病の現物給付＝療養の給付（保険医による）

出産の現物給付＝助産の手当（主に保険産婆、異常時のみ保険医による）

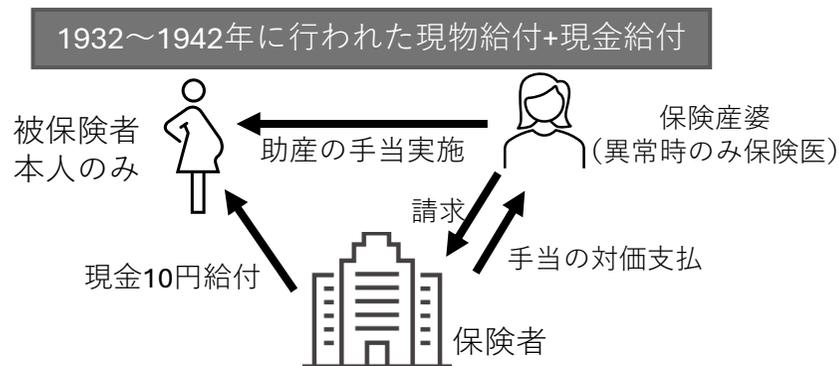
- 1932年 出産の給付は当時の健康保険法第51条に基づき「助産の手当」（現物給付）を給付の中心とすることとした
助産の手当は、道府県知事が指定した「健康保険産婆」が主に提供し、分娩費の半額も給付（併給）された

※健康保険法 第51条 保険者ハ被保険者ヲ産院ニ收容シ又ハ助産ノ手当ヲ為スコトヲ得
健康保険法施行令 第81条 産院ニ收容シ又ハ助産ノ手当ヲ為シタル被保険者ニ対シ支給スヘキ分娩費用ノ額ハ十円トス

「助産の手当はどういふ方法でやるかといふことを色々考へたのでありますが、是は本則として、勿論産婦人科の御医者様もありますが、助産のことを専門にやって居る産婆といふものを日本では認めて居るのであって、此の方面が非常に発達して居るのでありますから、助産は本則として産婆がやる、勿論特別の場合は医者にかかる方法も開いてありますが、普通のものに合つては産婆をして助産の手当をなさしめる、斯ういふ意味の下に立案したのであります。」（伊藤1932）

- 「助産の手当て」の実行に当たっては、各道府県からの政令が出され、道府県毎に保険産婆の指定・取消が行われた

例) 東京府では昭和7年(1932年) 1月2日に
「健康保険被保険者助産手当規定(警視庁令第二號)」と
「健康保険産婆に関する件(警視庁告示第二十一号)」が発出され
同年2月20日には「警視庁告示第五十四号」によって
東京府内において少なくとも617人の健康保険産婆が指定された。



助産の手当の給付内容

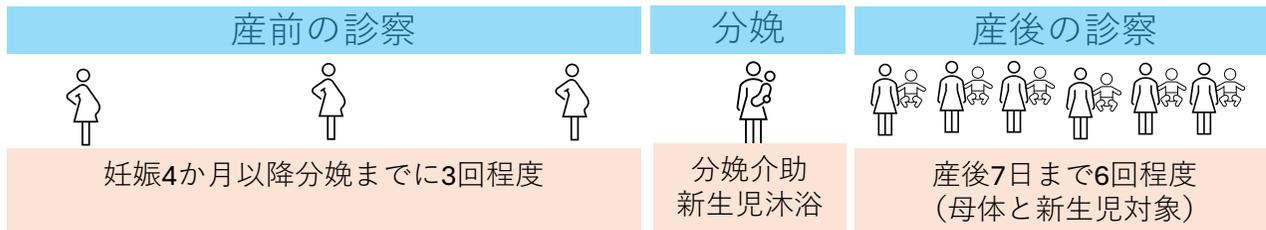
出産の給付には妊婦健診と分娩介助、産褥期の母体と新生児の診察・処置が含まれた

助産の手当（現物給付）の範囲（東京府：昭和7年1月28日 警視庁告示第二十一号）

第五條 助産の手当をさす期間は妊娠四ヶ月に始り特別の場合を除くの外 分娩ありたる日より七日迄とす

診察	妊娠中の診察と付随した処置、保健指導	第六條 診察は初診より分娩に至る迄三回以上とす 「此の診察といふのは申上る迄もなく、診察に付随した処置は当然お執り下さることを御願ひいたしてあります。それからどういふものをたべるとかいふやうな適當の御注意もやはり此の中に入れて居ります。」
分娩処置	分娩介助と産後の処置 産婦の消毒・洗腸等 新生児の沐浴、臍帯処置、点眼等	第七條 分娩及産後の処置は消毒洗滌洗腸沐浴臍帯処置点眼等とす 「分娩の介助といふ中には申上げる迄もありませぬが、初生児の第一回の沐浴も入れてあります。其の他適當の処置をおとり下さるやうに御願ひ致します。もっとも心配して居りますのは第七條に出て来る消毒といふやうなことを十分おやり下さる様御願ひいたしたいのでございます」
産後の処置	産婦の処置 新生児の沐浴	「産後の処置ですが、六回と定めて居りますが、臍帯が落ちませぬ間は七回でも八回でも御越願ひはなければならぬだらうと思ひます。それで産後の処置は初生児の沐浴、産婦に対する適當の処置をお願ひしまする外に診察も適當に必要な場合にはなさって戴きたいのでございます」

（すべて伊藤1932より抜粋）



※診察の回数については、地域によって限度の回数の制限に違いがあった（社発第782号 昭和14年9月5日）

助産手当報酬請求書（大阪府）

助産手当報酬請求書

様式第三號ノ二

住所 氏名	捺印	被保険者證 ノ記號番號	被保険者 住所氏名
工場事業場又は 事務所ノ名稱			
種別	摘要	備考	
初診料	年 月 日	初診年 月 日	審査済 擔當者印 備考
再診料	第一回 月 日	年 年 年 年 月 月 月 月	生 死 流 産 胎 盤 數 胎 兒 數 胎 兒 早 産
	第二回 月 日		
	第三回 月 日		
	第四回 月 日		
	第五回 月 日		
分娩後ノ處置	第一回 月 日	年 年 年 年 月 月 月 月	男 女
第二回 月 日			
第三回 月 日			
第四回 月 日			
第五回 月 日			
計		日 日 日 日	

大阪府令第46号 昭和10年7月1日

なぜ再び現金給付になったのか

戦時下の政策方針によるものか

◆ 1941年2月「人口政策確立要綱」が閣議決定

具体策の一つとして「健康保険の拡充強化」が含まれたことを受けて、保険院が「社会保険（短期給付）構成基本要綱」を発表
「保険給付を充実し、健康保険における家族給付を被保険者と同程度までに至らしめるほか、
人口国策を加味し、分娩に関する給付を充実」

◆ 地域によって異なるが、1941～1942年にかけて順次助産の手当が廃止、保険産婆の指定取り消し

例) 東京府では昭和16年9月18日付で警視庁と東京府産婆会の契約が廃止（警視庁令第二十七號）
健康保険産婆の指定が取り消された。

◆ 昭和17（1942）年 国民医療法施行

◆ 昭和18（1943）年 4月1日 改正健康保険法施行

- 健康保険法と職員健康保険法が統合され、同時に医師会と政府の契約が廃止（地方長官が保険医を指定）された
- 助産の手当が廃止（「助産の手当を為す」という文言が削除された）
改正後：第五十一条 保険者ハ被保険者ヲ産院ニ収容スルコトヲ得
産院又ハ病院若ハ診療所ニ収容シタル被保険者ニ対シテ支給スベキ分娩費及出産手当金ハ
勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得
- 分娩費が増額（20円→30円）、配偶者分娩費（10円）の創設

まとめ

- ◆これまでの健康保険の給付方法には
現物給付、現金給付、現物給付と現金給付の組み合わせの
3つの選択肢があった
- ◆日本で過去に「出産」の給付を、
「**病気（療養の給付）**」と**別建て**で現物給付していたこともある
- ◆過去の制度は**それぞれの時代において**
社会の状況や課題に合わせた改正が行われていた

引用文献・通知一覧

- 社会局保険部、1927年「健康保険事業年報 昭和元年度・昭和二年度」社会局保険部
社会局保険部、1934年「健康保険事業年報 昭和七年度」社会局保険部
社会局保険部、1935年「健康保険事業年報 昭和八年度」社会局保険部
社会局保険部、1936年「健康保険事業年報 昭和九年度」社会局保険部
社会局保険部、1937年「健康保険事業年報 昭和十年度」社会局保険部
保険院社会保険局、1938年「健康保険事業年報 昭和十一年度」保険院社会保険局
保険院社会保険局、1942年「健康保険事業年報 昭和十三・十四年度」保険院社会保険局
保険院社会保険局、1942年「健康保険事業年報 昭和十五年度」保険院社会保険局
厚生省保険局、1944年「健康保険事業年報 昭和十六年度」厚生省保険局
社会局保険部、1937年a「健康保険事業沿革史」社会局保険部
青木秀虎、1932年「健康保険産婆要覧」筆の労働社
伊藤豊次、1932年「保険産婆について」「助産の友」6(2):7-36.
軽部修伯、1927年「健康保険の話」「助産の友」1:9-12.
川村秀文・石原武二・築誠、1939年「国民健康保険法詳解」巖松堂書店
古瀬安俊、1927年「健康保険と産婆会」「助産の友」1(1):10-19.
清水玄、1930年「健康保険法提要」日本評論社
菅谷晃、1977年「日本医療政策史」日本評論社
鈴木武男、1942年「改正健康保険法解説」教学館
館文庫 日本医療團総裁室調査部、1943年「全国助産婦並に産婦人科取扱病産院の分布状況一産院設置計画基礎調査第一報一」
東京市政調査会、1928年「都市に於ける妊産婦保護事業に関する調査」東京市政調査会
森荘三郎、1923年「健康保険法解説」有斐閣

昭和2年3月17日 保理第792号

昭和14年9月5日 社発第782号

昭和7年1月28日 警視庁告示第二十一号

昭和10年7月1日 大阪府令第46号